

令和元年9月2日

各位

学生センター長

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる災害救助法適用地域の 世帯学生に対する緊急採用・応急採用奨学金について

このたびの大雨による被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、被災者救済のため、災害救助法適用地域の世帯の学生について緊急採用及び応急採用奨学金での対応を図ることになりました。

下記による奨学金の貸与を希望される方は、奨学金担当まで申し出てください。

記

1 災害救助法の適用地域

【佐賀県】 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

2 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った者についても、適用地域に準じて取り扱うものとする。

3 貸与始期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金、無利息）：2019年8月以降で申込者が希望する月とする。
- (2) 応急採用（第二種奨学金、利息付）：2019年4月以降で申込者が希望する月とする。

4 貸与終期

(1) 緊急採用：2020年3月

ただし、2020年度においてなお、第一種奨学金を必要とすることが認められる者から「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（2021年3月）まで貸与を継続することができる。また翌年度以降もなお第一種奨学金を必要とすることが認められる場合は、1年ごとに願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長が可能。

(2) 応急採用：修業年限の終了月まで

5 提出書類

確認書兼個人情報情報の取り扱いに関する同意書、被災証明書、所得証明書、スカラネット入力用紙の下書き、出身高校調査書（学域1年生のみ）、前大学・前大学院の成績証明書（学域編入生、他大学(院)から入学した博士前・後期課程・博士課程1年生のみ）、指導教員推薦所見（大学院のみ）

奨学金担当：	中百舌鳥キャンパス	学生課	学務グループ奨学金担当	072-254-9116（直通）
				072-254-6174（直通）
	羽曳野キャンパス	事務所	学生グループ奨学金担当	072-950-2940（直通）
	りんくうキャンパス	事務所	学生・教務担当	072-463-5748（直通）